

第2号議案 定款変更承認の件

【変更理由】

職務上、会長を補佐し、当協会の業務を執行する副会長の役割が増加したため。

【定款変更（案）新旧対照表】

（下線部が変更箇所）

新	旧
<p>第5章 役員</p> <p>（種類及び定数）</p> <p>第25条 当協会に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事10名以上20名以内</p> <p>（2）監事2名</p> <p>2 理事のうち1名を会長とし、<u>3名</u>以内を副会長、1名を専務理事とする。</p>	<p>第5章 役員</p> <p>（種類及び定数）</p> <p>第25条 当協会に、次の役員を置く。</p> <p>（1）理事10名以上20名以内</p> <p>（2）監事2名</p> <p>2 理事のうち1名を会長とし、<u>2名</u>以内を副会長、1名を専務理事とする。</p>

附 則（令和7年5月27日一部変更）

この変更は、令和7年5月27日からこれを適用する。